

## 平成 26 年度第 3 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 26 年度第 3 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 26 年 9 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 20 名

2. 出席委員 17 名

(事務局) 7 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 4 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (4 件)

議案第 5 号…非農地証明願の審議について

議案第 6 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 26 年度第 3 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 17 名、在任委員は 20 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (14 番 ●●委員 15 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 4 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 21 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は 19 筆あり、

●●字●● ●●番	面積	74 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	532 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	73 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	面積	2,168 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	面積	1,317 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	199 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	60 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	290 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	127 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	405 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	52 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	23 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	218 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	18 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	99 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	面積	716 m <sup>2</sup>
同所字 ●●番	面積	252 m <sup>2</sup>
同所字 ●●番	面積	187 m <sup>2</sup>
同所同字 ●●番	面積	288 m <sup>2</sup>
	合計	7,098 m <sup>2</sup>

地目は台帳・現況共に全筆畑となっております。

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月24日に譲渡人の●●さんと、譲受人の●●さんの3人で、現地を確認しました。

現地は●●委員の自宅の上に位置し、●●委員の畑とも隣接しています。●●地区は傾斜が多く畑全体を一望できる地形となっているので、現地が農地として運営されていることがすぐに確認できました。

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、農作業に常時、従事できるとは言えないが、お母さんや兄弟が手伝いをしてくれるので、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

受付第21号の採決をとり、全員賛成により許可と決定する。

○受付第22号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業  
 譲受人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業  
 土地は全部で27筆あり、

●●字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積	241 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積	469 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積	665 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	751 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積	28 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	66 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	508 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	188 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	242 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	631 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	60 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	132 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積	171 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	103 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	119 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	297 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積	481 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	223 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積	585 m <sup>2</sup>

同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積 184 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積 257 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積 211 m <sup>2</sup>
●●字●● ●●番	台帳・現況共に畑	面積 1344 m <sup>2</sup>
同所字●● ●●番	台帳は田、現況は畑	面積 82 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積 193 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積 335 m <sup>2</sup>
同所同字●●番	台帳・現況共に畑	面積 528 m <sup>2</sup>
		合計 9,094 m <sup>2</sup>

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月19日に●●地区の●●さんのご自宅へ伺い、●●さんに現地確認へ同行してもらいました。現地はまとまった農地となっており、手本のようにきれいに整備されておりました。譲渡人と譲受人は親子関係であり、親子ともに熱心に農作業に従事しております

1. 権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第6号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●● ●●番地の●●さん、●●歳、●●職

譲受人は、南国市●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 台帳・現況ともに畑 面積 294 m<sup>2</sup>

譲渡理由は贈与となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月17日に現地確認を行いました。この農地は前回申請のあった案件で、残っていた一筆であります。譲渡人と譲受人は親子関係であります。お父様の●●さんがお体の具合を悪くされた為、息子へ農地を譲ることとなりました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第7号（所有権移転）

[訂正] 事務局●●より、申請人の住所に誤りがあった為、訂正箇所について説明する。

[事務局●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、松山市●●町●●番地の●●さん、●●歳、農業兼●●業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 10 m<sup>2</sup>

同所同字 ●●番 面積 232 m<sup>2</sup>

同所字●● ●●番 面積 121 m<sup>2</sup>

合計面積 363 m<sup>2</sup>

地目は全筆、台帳・現況共に畑となっております。

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●員]

9月11日に譲渡人の●●さんと、●●に住んでおられる譲受人の●●さんのお父さんと事務局立会のもと、現地確認を行いました。譲受人の住所は町外であるが、家を町内に購入しており、後2年で帰ってくるそうです。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●さんは、150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないこと

を確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

## 議案第5号

(非農地証明願の審議について)

### ○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●●●番の●●さん

土地の所在は、●●字●●●●番 面積 1,584 m<sup>2</sup>

台帳は畑、現況は山林となっております。

転用された時期は、平成元年くらい。

転用理由及び現在の状況について、労働力不足により耕作放棄となり、植林となる。現在は山林となっている。

現地の状況の写真は、次のページです。

[地区担当農業委員 ●●委員]

申請人の母●●さんと事務局の●●と3人で、現地確認を行いました。現地は植林をしているが、道もなく、写真のとおり草が生えて畑はないという状況で、農地への復旧は困難と思われます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

## 議案第6号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

### ○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●町●●番地の●●さん

土地の所在は、●●字●●●●番 面積 60 m<sup>2</sup>

台帳・現況ともに畑で、面積60 m<sup>2</sup>の申請となっております。

変更後の用途は、ヘリコプター緊急離着陸場

変更理由は、●●地区へ建設するヘリコプター緊急離着陸場への用地として土地を提供するためです。次のページに写真、その次のページに地図を載せております。

〔事務局 ●●〕

地区担当委員の●●委員が欠席の為、代理で事務局から報告いたします。

9月22日事務局と●●委員と、役場の防災担当の3人で現地確認を行いました。●●地区は、災害時に孤立する可能性が高く、ヘリコプターの緊急離着陸場の創設は住民からも要望がでており、緊急性を要します。すでに施工着手しておりますが、施工中に測量をし直すと、この土地も入ってくる事が判明し、着手後の申請となっております。

この件については、全員異議なく承認とする。

その他

○農用地利用状況調査に係る「中山間直接支払制度」の協定農地の所在を示した資料の配布についての説明。

○中山間直接支払制度に関する話（産業建設課 担当●●）

今、協定をさせていただいている中山間直接支払制度は、今年度が最終年度となっており、来年度から第4期がまた始まります。第4期においても、再度協定をさせていただくようお願いしていただく予定です。

〔会長〕 以上で平成26年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時10分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員